

令和 6 年四條畷市議会 1 2 月定例議会

【参考資料】一部改正条例等の新旧対照表

(目次)

○議案第 2 5 号関係	1 ページ
○議案第 2 6 号関係	7 ページ
○議案第 2 7 号関係	1 1 ページ

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例新旧対照表

新
第1条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正） 第1条 略
第2条による改正 第2条 略
第3条による改正（職員の勤務時間に関する条例の一部改正） 第3条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年条例第94号）の一部を次のように改正する。 第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「をいう」を「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の1項を加える。 3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「<u>単位期間</u>」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。
第5条に見出しとして「（週休日の振替等）」を付し、同条中「<u>第3条第2項</u>」の次に「<u>若しくは第3項</u>」を加え、「この条」を「この項」に、「<u>半日勤務時間（第3条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。）</u>」を「4時間」に、「<u>当該半日勤務時間</u>」を「<u>当該4時間</u>」に改め、同条に次の1項を加える。 2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。
第6条第2項を次のように改める。 2 任命権者は、次に掲げる場合には、市長の承認を得て、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。 （1）職務の特殊性又は当該部署の特殊の必要があるとき。 （2）職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。 （3）職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

旧

第1条による改正（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 略

第2条による改正

第2条 略

第3条による改正（職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

第3条 職員の勤務時間に関する条例（昭和27年条例第94号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「をいう」を「（第3項及び第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。）をいう」に改め、同条に次の1項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間（以下この項において「単位時間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第5条に見出しとして「（週休日の振替等）」を付し、同条中「この条」を「この項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条の2第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第6条の3 任命権者は、次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（第3条第3項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。

（1）小学校就学の始期に達するまでの子

（2）小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子

2 前項の規定は、職員の休日及び休暇に関する条例（昭和41年条例第25号）第3条第8項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）」とあるのは「職員の休日及び休暇に関する条例第3条第8項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）」と、「当該子を養育」とあるのは「当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1～4 略

（四條畷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

5 四條畷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。

（1）職員の勤務時間に関する条例（昭和27年条例第94号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項の規定の適用を受ける職員 次に掲げる勤務の形態（勤務日が引き続き12日を超えず、かつ、1回の勤務が市長の定める時間を超えない勤務の形態に限る。）

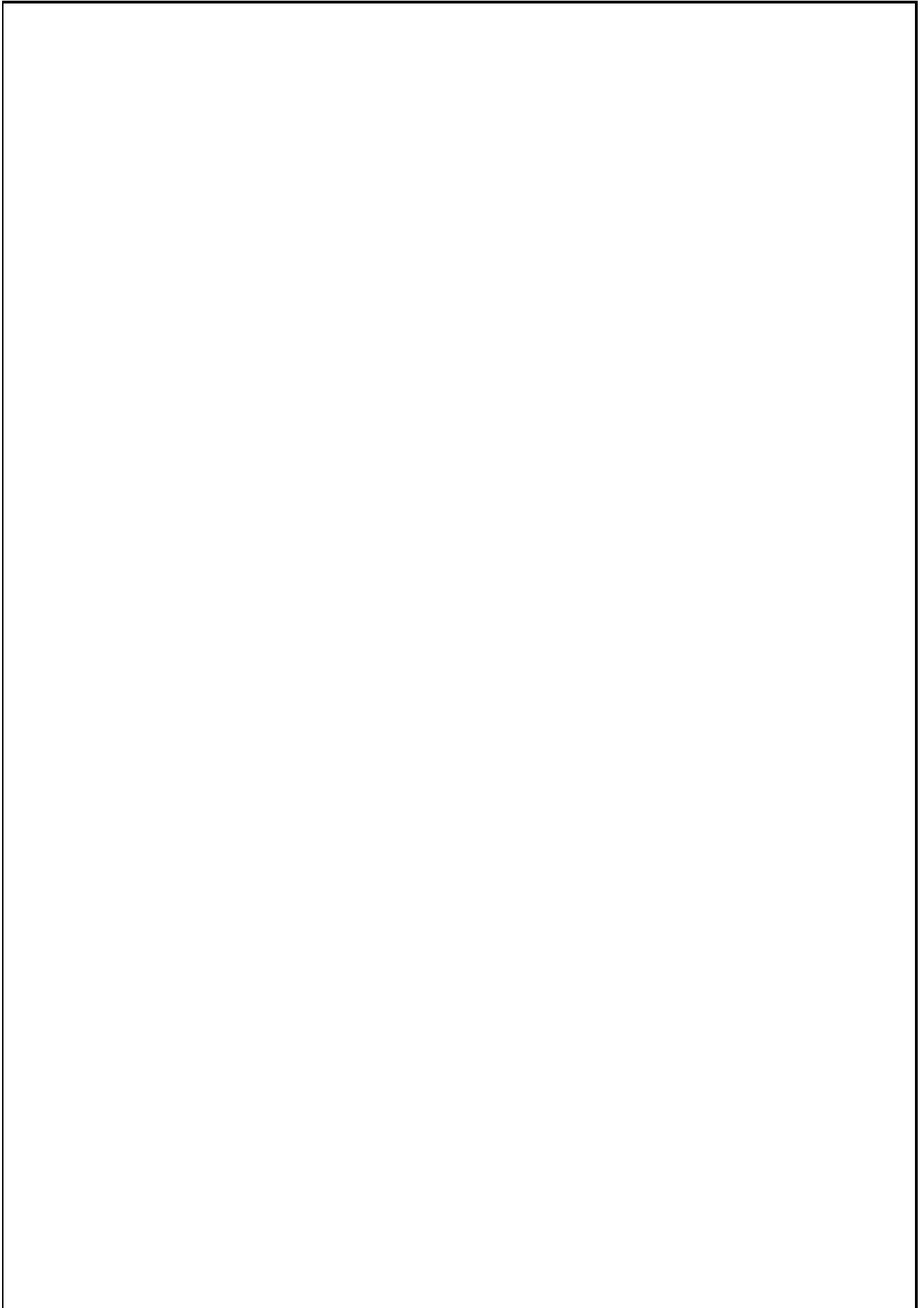
ア 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（勤務時間条例第3条第1項に規定

附 則
1 ～ 4 略

する週休日をいう。以下同じ。)とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

イ 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。

(2) 勤務時間条例第3条第3項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、4週間ごとの期間(育児短時間勤務をしようとする期間のすべてを4週間ごとに区分することができない場合にあっては、規則の定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を1週間、2週間、3週間又は4週間に区分した各期間)につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように、かつ、週休日以外の日において1日につき午前5時から午後10時までの間において規則で定める時間以上勤務すること。



一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
(退職手当の支給) 第2条 略 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくは規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第11条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(四條畷市の休日に関する条例(平成2年条例第17号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、<u>算入しない</u>。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 (失業者の退職手当) 第11条 略 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、<u>当該職員等</u>であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は<u>当該職員等</u>であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。 (1)～(2) 略 3～10 略 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(3) 略 (4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 12・13 略 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11

(退職手当の支給)

第2条 略

- 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくは規則により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第11条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(四條畷市の休日に関する条例(平成2年条例第17号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、参入しない。)が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第11条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第11条 略

- 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1)～(2) 略

3～10 略

- 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) 略

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) 略

12・13 略

- 14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項又は第11

項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

- 15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技術習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

附 則

1～9 略

- 10 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

11 略

項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6項まで」と、「技術習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

附 則

1～9 略

10 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第12条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

11 略

四條畷市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新
(所得の制限) 第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな い。 (1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、その適用を受けようとする前々年の所得。以下同じ。）が、その者の<u>加算対象扶養親族等（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項及び同法第9条の2に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（所得税法に規定する扶養親族をいう。次号において同じ。）以外のもの）及び生計維持児童（児童扶養手当法第9条第1項及び同法第9条の2に規定する児童）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</u> (2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の<u>加算対象扶養親族等（児童扶養手当法第10条に規定する扶養親族等のうち、控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のもの）の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</u> 2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は<u>所得税法</u>に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上であ

旧

(所得の制限)

第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、対象者としな
い。

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の
所得（各年の1月から9月までに新たに適用を受けようとする者にあつては、その適用
を受けようとする前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律
第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並
びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日に
おいて生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に
ある者を含む。）の前年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）
第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前
年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上である
とき。

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自
己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親
族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器
具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）
につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の

る損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の１０月３１日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該損害を受けた者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

３～４ 略

おおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該損害を受けた者の所得に関しては、同項の規定は適用しない。

3～4 略